
第3章 六行合同と戦後の苦難

第1節 太平洋戦争下の金融機関

1 金融統制と地方銀行

地方銀行と都市銀行

昭和11年9月、272の普通銀行（昭和10年末466行中の約6割）の加盟を得て全国地方銀行協会が設立された。この全国地方銀行協会は、昭和初期の金融恐慌以後、預金の伸び悩みと不動産融資の固定化という共通の問題を抱え込んでいた中・小銀行が、互いに提携して経営の改善・強化を進めようとの意図のもとに結成されたものであり、このとき初めて地方銀行という用語が一般化した。

一方、これに対応する都市銀行という呼び方はこの当時まだ使われていなかった。明治10年に設立されたわが国最初の銀行団体である折善会の資料で「都府銀行」「地方銀行」という呼び方が使われたが、これは本店所在地が大都市であるかどうかによる区別にすぎなかった。次いで明治43年公債引受けのため、わが国最初のシンジケート団が結成され、当時の大銀行がそのメンバーとなった。その後金融界の変遷、各銀行の消長に伴ってメンバーの異動はあったが、大銀行の別称として「シンジケート銀行」がほぼ一般的となった。昭和8年当時のシンジケート銀行は大部分今日の都市銀行となっており、都市銀行の実質的な概念はこのころにできたと考えられる。ちなみに当時シンジケートに参加していた普通銀行は、第一・三井・三菱・安田・川崎・第百・住友・三和・愛知・名古屋の10行であった。

また、これとは別に昭和初期以降5大銀行（昭和8年三和銀行の設立により6大銀行となる）という呼称が用いられるようになった。これは、金融恐慌を契機

として起きた大銀行への預金集中現象により、これら大銀行の預金シェアが普通銀行中30%を超えたことから生まれた区分であった。

昭和12年に日中戦争が勃発し、しだいに本格的な戦争へと拡大するにつれて、全国地方銀行協会の活動も国家目的にそのものへとその態様を変えた。この時期から一県一行主義に基づく地方銀行中心の合同整理が進展し、加盟銀行の激動期となった。さらに太平洋戦争開戦の翌17年に全国金融統制会が設けられると、その下部機構の普通銀行統制会には「東京、大阪、神戸、名古屋に本店があり大規模な営業をするもの」として当時の普通銀行の上位13行が組入れられた。そしてそれまでの全国地方銀行協会も、その下部機構のひとつとして地方銀行統制会に再編成され、上位13行以外の銀行はすべてこれに属することになった。以後、前者に属する大銀行は、軍需会社法のもとで大企業との結びつきを一層強め、行政指導のうえでは地方銀行との区分を明確にしていた。

ちなみに、都市銀行という用語が金融統計史上に初めて登場したのは、戦後昭和25年の全国銀行協会資料からであり、このときの都市銀行数は11行であった。

金融統制の展開

昭和16年7月に「財政金融基本方策要綱」が発表された。この要綱は国家資金動員に関する計画・財政政策の改革・金融政策の改革・行政機構の改革の4部から成るもので、このうち金融に関しては戦時金融政策の基本方向と金融機構の再編成の方法が示されていた。同年12月の太平洋戦争開戦後、この要綱に基づいて金融機構の再編成は急速に進展した。まず17年2月の日本銀行法によって日本銀行は特殊法人となり、産業金融への道が開かれ、国家目的の達成をその使命とすることになった。次いで4月には金融統制団体令が制定され、日本銀行を頂点とする全国金融統制会が設立され、その傘下には地方銀行統制会など10種の業態別統制会と地域別統制会が設けられた。これは当初国民貯蓄の増強と国家目的にそった資金配分を主な業務とするものであったが、戦局の緊迫に伴い軍需産業へのより強力な資金供給が必要となったため、19年軍需会社法による軍需融資指定金融機関制度へと発展した。これは、大蔵大臣の指定する金融機関が1社1行の原

表 3-1. 軍需会社に対する軍需融資の残高 (単位：百万円)

月 末	戦時金融公庫	日本興業銀行	5大銀行	その他指定金融機関	非指定金融機関	合計
昭和19年7月	422	4,430	5,944	797	2,798	14,391
8	504	5,006	6,743	1,107	2,116	15,476
9	439	5,297	7,567	815	1,643	15,761
10	504	5,991	8,210	805	1,335	16,845
11	628	6,064	9,111	904	1,269	17,976
12	797	6,204	9,615	956	1,122	18,694
20年1	1,126	6,765	10,293	980	663	19,827

資料出所 「日本金融史資料」

注 5大銀行は帝国、三菱、住友、安田、三和の各銀行

則で軍需会社（当初150社が指定され、のちに600社となった）に資金供給するというもので、これにより大銀行を中心とする指定金融機関は、特定の企業とのあいだに密接な関係をつくっていった。一方、この指定から外された多くの地方銀行は、軍需融資協力団のメンバーとして指定銀行に資金を供給するだけの不利な立場に置かれることになった。

さらに、戦時下の金融統制の一現象として、興業債券の割当引受けをあげることができると。日中戦争以降、日本興業銀行は時局金融の中核的地位を占めて活躍していたが、14年には国家総動員法に基づいて政府から損失補償付きの強制融資命令を受けるようになり、軍需産業への資金パイプ役と化した。そして地方銀行は国債に加えて、この資金調達のために発行される政府保証付きの興業債券の割当消化にも協力させられることになった。



太平洋戦争はじまる

(昭和16.12.8付 中外商業新報)

また新しい金融機構として、南方開発金庫（17年3月）・戦時金融公庫（17年4月）・外資金庫（20年2月）・共同融資銀行（20年3月）・資金統合銀行（20年5月）が次々に設立され、終戦までの短期間それぞれの役割を果たした。このうち共同融資銀行は地方銀行の余裕資金を集めて、これを他の金融

機関への融資または有価証券等の運用にあてることを目的として、地方銀行77行の共同出資（1,000万円）によって設立されたものであった。しかしその直後に、日本銀行副総裁を取締役会長とする資金統合銀行が設立されたため、短期間で消滅を余儀なくされた。

このような戦時中の金融統制下に生まれた制度のいくつかは現在まで引続き実施されている。たとえば内国為替集中決済制度は、全国金融統制会設立直後に作られたが、日本銀行を決済機関とし、金融機関の事務合理化、人員の節約に寄与するところが大きく、現在なおこの制度が活用されているし、また空襲被害等で公社債の現物焼失等を考慮して制定された社債等登録法（昭和17年5月1日施行）による公社債の登録債制度もそのひとつである。

膨張する戦時財政

太平洋戦争の始まった昭和16年度の一般会計予算は87億円の規模であったが、戦争が熾烈化した18年度は前年度の約5割増の139億円となり、そして終戦の20年度は289億円と加速的な膨張をとげた。そのうえ臨時軍事費特別会計も、16年度の115億円が20年度には850億円までふくらみ、これらの膨大な予算は増税と国債の増発によって賄われた。

国債の発行はこれを受けて16年の88億円から18年には183億円、さらに19年には270億円に達し、結局17年から終戦の20年8月までのあいだに合計796億円が発行された。それだけに実質的な市中消化率は低下し、一部は日本銀行の貸出を

表3-2 国債発行額と消化高 (単位：百万円，%)

暦年	発行額	引受高		日銀純 売却高	消化高	消化率	日銀 貸出増	純消 化高	純消 化率
		預金部	日銀						
昭和17	13,321	3,000	10,321	9,818	12,818	96	1,023	11,795	89
18	18,299	4,700	13,599	12,371	17,071	94	1,815	15,256	83
19	26,993	9,150	17,843	15,869	25,019	93	5,301	19,718	73
20	20,960	6,900	14,060	15,346	22,246	106	21,407	839	4
計	79,573	23,750	55,823	53,404	77,154	97	29,546	47,608	60

資料出所 「日本金融史資料」

注 20年は8月末まで

日銀券発行高
表 3-3 (単位：億円)

年 末	発 行 高
昭和14	37
15	48
16	60
17	71
18	103
19	177
20	554

資料出所「経済統計年報」

小売物価指数(東京)
(昭和9~11年平均=1)
表 3-4

暦 年	指 数
昭和14	1.46
15	1.70
16	1.72
17	1.77
18	1.87
19	2.10
20	3.08

資料出所「経済統計年報」

増大させその資金による引受に依存せざるをえなかった。19年の消化率は表面的には93%となっていたが、日銀貸出増を差引いて計算した純消化率は73%と悪化した。国債の残高も16年末の373億円が、終戦時には3倍となり1,000億円を突破していた。

2 戦時下の神奈川県経済

満州事変から日中戦争へ戦火が拡大するに伴って国防体制の充実が叫ばれ、軍備拡張が本格化し、重化学工業は政府の強力な保護のもとに急速に発展した。

すでにわが国有数の工業地帯に成長していた京浜工業地帯も、製鉄・造船・電気機械・自動車工業・石油精製・航空機・化学・工作機械・電線などの一流企業の工場が立地し、重化学工業を中心に年ごとに充実していった。さらに大船から茅ヶ崎・平塚・小田原に至る湘南工業地帯が新たに形成され、工業化が一層進展するとともに軍需工業都市が誕生していった。昭和15年の県下産業別生産額調査によれば94%弱が“工産”であり、当時の県経済が工業を中心としたものであったことがうかがえるが、その大宗をなすものは軍需工業であり、最も顕著な例は平塚と相模原であった。平塚には大正時代から海軍火薬廠が設置されていたが、昭和10年以降その大拡張や、相模海軍工廠の拡張、海軍航空工廠の設置もあって、“湘南の工都”とうたわれる一大軍需工業都市となった。相模原には昭和11年陸軍士官学校、12年に相模原兵器製造所(のちに相模原陸軍造兵廠)が相次いで新設され、これに付随して各種の軍需工場が立地し、16年以降陸軍機甲整備学校をはじめ兵器・通信の各学校、相模原陸軍病院の建設も行なわれて、陸軍の一大軍事都市となった。

こうして神奈川県は、太平洋戦争を迎えるころには全国有数の軍需工業県とな

っていたが、戦争が激しさを増すにしたがいこの傾向は一段と強まり、県下の産業活動は軍需品生産に集中した。「昭和18年には富士ガス紡績、相模紡績を中心とした本県紡績業界のトップメーカーを中心に大小38に上る紡績工場の90%までが軍需工場に転換、また秦野・半原・津久井方面の30余に上る織物工場も80%近くは操業をストップして、その労働力はあげて京浜方面の軍需工場に動員され、一方小田原を中心として箱根方面にその地盤をもつ木製品工場も19年の中ごろまでに、その85%が木製飛行機の機体（ベニヤ材を主体）の部品工場に転換」（神奈川の近代化—その百年）し、平和産業は急速に軍需産業へと転換していったのである。

こうした急速な軍需工業化に対応して、神奈川県は県営京浜工業地帯造成事業・相模川河水統制事業・相模原都市建設区画整理事業などの大型の開発事業を進めた。第一の京浜工業地帯造成事業は鶴見・川崎臨港地帯より多摩川河口に至る大師河原地先海面において、運河ならびに埋立を施工し、東京都（府）営計画とともに京浜間船舶の航行を安全にすると同時に、一大臨港工業地帯を造成しようとしたものであった。当初計画では約510万平方メートルの埋立を5区に分けて行なう予定であったが、第1～第2区計138万平方メートルの埋立を昭和16年に完成し、第3区以下は中断して終戦を迎えた。

第二の相模川河水統制事業は軍需産業への電力供給を含め、さらに飲料水・工業用水・農業用水にも供給し、洪水を防ごうという多目的ダムの建設が中心であ

県下の産業別生産額
(昭和15年)
表 3-5 (単位：千円，%)

	生産額	構成比
工産	2,229,126	93.6
農産	75,198	3.2
畜産	27,084	1.1
蚕糸	24,367	1.0
水産	17,470	0.7
林産	6,363	0.3
鉱産	3,243	0.1
合計	2,382,851	100.0

資料出所 「神奈川県統計書」

県下の工業
表 3-6 (単位：百万円，千人)

暦年	生産額	工場数	従業員数
昭和14	2,027	2,595	189
15	2,268	2,606	209
16	2,851	2,498	207
17	2,800	2,440	256
18
19
20	2,341	1,493	73

資料出所 「統計神奈川県史」

注 職工5人以上

った。この事業は15年に着工し、18年に津久井発電所を完成したが、20年に中断された。

第三の相模原都市建設区画整理事業は、相模原兵器製造所を中心に約1,700万平方メートルの区域にわたり、道路・公園・下水道などの新設拡築事業と宅地割の新設整理事業を一体として行なうというもので、昭和15年度から20年度にわたる継続事業として施行された。

これらの事業はいずれも戦時中または終戦時に中断されたり、計画が変更されたりしたが、戦後の神奈川県経済の発展の基礎を築く貴重な資産となった。

この間県勢の発展を端的に示す人口は、昭和14年に200万人の大台を超えて以降急速に増加し、18年のピークには250万人を超えた。

一方横浜港の貿易についてみると、昭和15年の20億円台をピークに貿易額は激減していった。太平洋戦争の勃発による国際情勢の緊迫と貿易統制の進展は、横浜港の貿易に決定的な打撃を与え、外国貿易は衰退の一途をたどった。一方わが国全体の外国貿易額も昭和11～15年の5年間には約87億円とピークに達したが、16年から20年にかけては32億円と半分以下に落込んだ。内国貿易額もほぼ同様の傾向を示し、太平洋戦争突入とともに横浜港の活況は急速に失われていった。こうして横浜は太平洋戦争下においては商港都市的機能を急激に失う一方、軍需工業地帯としての性格を強めた。

またこの時期、東京港の開港という横浜港にとってかつての生糸輸出二港問題に匹敵する重大な問題が持上がった。東京市会ではすでに昭和7年に東京開港の

横浜港の貿易

表 3-7 (単位：百万円，%)

暦年	輸出	輸入	計	全 国 シ ュ エ
昭和14	951	929	1,880	28.9
15	960	1,097	2,057	28.9
16	634	806	1,440	26.0
17	364	377	741	20.9
18	311	330	641	18.0
19	196	105	301	9.3
20	74	37	111	8.3

資料出所 「横浜市統計書」

県下人口の推移

表 3-8 (単位：千人，%)

暦年	人口数	増加率
昭和14	2,033	3.4
15	2,268	11.6
16	2,415	6.5
17	2,489	3.1
18	2,507	0.7
19	2,455	△ 2.1
20	1,866	△ 24.0

資料出所 「神奈川県議会史」

方針を固めていたが、横浜側の強硬な反対によって一時棚上げとなっていた。しかし昭和13年ごろから再度表面化し、両市の対立も再燃したが、16年に至って政府の決定により東京港が開港されることになった。

一方商業活動は統制経済の強化に伴ってその自由が抑制され、戦争たけなわの時期には商業は不必要な存在として整備の対象とすらなったのが全国的な傾向であった。県下でもこれと同様の状況であり、転業・廃業が続出し、経済活動としてはまったくみるべきものはなかった。

3 一県一行主義の推進

一県一行の完成へ

昭和時代の銀行合同の流れの第一段階は、3年の銀行法に基づく無資格銀行の整理を中心としたものであった。法的規制に加えて景気の低迷と恐慌の痛手による経営不振などが重なり、合併・消滅は急速に進み、昭和初年1,400あまりを数えた普通銀行は、無資格銀行の整理猶予期限の7年末には538行にまで減少した。

つづいて昭和8年、政府は「同一地方に多数の銀行が併存し金融統制上面白からざる時は、それらの銀行が共に内容堅実なる場合と雖も合併合同を勧奨する」という方針を打出し、銀行合同は第二段階を迎えた。これは預金者保護の観点から行なってきた従来の合同勧奨を一步進めて、準戦時体制下における地方的金融統制の体制確立を図ろうとするものであった。そして11年5月、馬場鎧一蔵相は一県一行主義を主唱し、金融恐慌防止の観点と資金を適当な方面に向けさせる指導統制上からこれが必要であると力説した。

以後この方針に従って年々20～50行の合同が進み、16年には普通銀行は186行にまで減少したが、地方によってはかなりの抵抗もあり、一県一行を実現しえたのは14府県にとどまった。

しかし同年末、太平洋戦争に突入して金融統制強化の必要性が増大したことから、一県一行の方針はより鮮明となり、金融事業整備令の施行による法的背景も備えて一層強力に推進されることになった。

表 3-9 全国銀行数の推移

年末	特殊銀行	農工銀行	普通銀行	貯蓄銀行	計	増減(Δ)
昭和1	6	27	1,420	124	1,577	Δ 126
2	6	25	1,283	113	1,427	Δ 150
3	6	25	1,031	100	1,162	Δ 265
4	6	24	881	95	1,006	Δ 156
5	6	19	782	90	897	Δ 109
6	6	19	683	88	796	Δ 101
7	6	19	538	87	650	Δ 146
8	6	19	516	85	626	Δ 24
9	6	17	484	79	586	Δ 40
10	6	17	466	79	568	Δ 18
11	6	16	424	74	520	Δ 48
12	6	6	377	72	461	Δ 59
13	6	5	346	71	428	Δ 33
14	6	5	318	71	400	Δ 28
15	6	5	286	71	368	Δ 32
16	6	5	186	69	266	Δ 102
17	6	5	148	69	228	Δ 38
18	6	5	101	40	152	Δ 76
19	6	0	85	24	115	Δ 37
20	5	0	61	4	70	Δ 45

資料出所 「日本の金融統計」

その結果、普通銀行の減少は17年に38行、18年に47行、19年に16行、20年には24行と続いて、20年末には61行となり、一県一行はほぼ完成をみるに至った。

このように急激に合同が進んだ背景には、政府の強権発動的な推進のほかに、戦争下における低利公債の強制的保有や、地方での融資対象の減少に伴う地方銀行の経営悪化があったことも見逃せない。

一方貯蓄銀行についても漸次合同が進められていた

が、18年に至って普通銀行による貯蓄業務の兼営が認められたことから、普通銀行への吸収が一挙に進展し、20年末には日本貯蓄・青森貯蓄・鳥取貯蓄・青湾貯蓄のわずか4行を残すのみとなった。

県内の一県一行実現まで

神奈川県下の銀行合同も、第一段階では全国のペースと軌を一にして進み、昭和元年の40行が7年には16行に減少していた。

その後、形式的に存続していた第二銀行の解散と七十四銀行の改称による消滅、鎌倉銀行と瀬谷銀行との合同、さらには渡辺銀行が第一銀行、大師銀行が野村銀行にそれぞれ営業譲渡し、上信銀行が廃業して県下の銀行合同は第二段階へと進んだ。そして県内一行を目指す大合同の下準備が15年ごろから進められ、16年に鎌倉銀行はじめ6行の当行への合同が営業譲渡の形で実現した。この合同は

明治以来県内における最もスケールの大きな、まさしく一県一行主義実現の最後を飾る大合同であり、これによって普通銀行は当行にすべて集中され、ここに県下の実質的な一県一行が実現したのである。

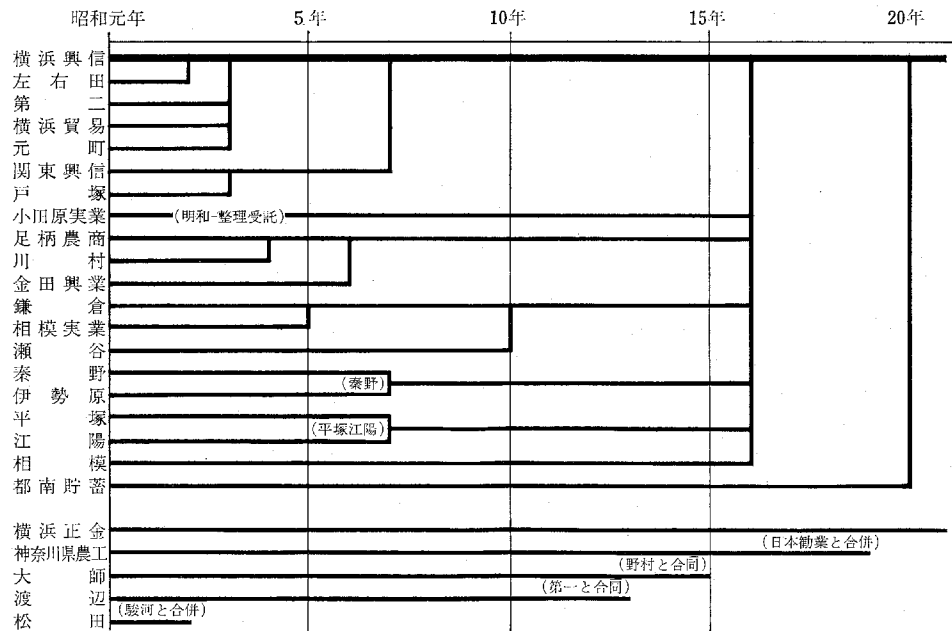
当行を含め残った4行のうち神奈川県農工銀行は19年に日本勧業銀行に併せられ、都南貯蓄銀行も20年に当行に営業譲渡し、終戦時の県下銀行は当行と横浜正金銀行のみとなった。



瀬谷・鎌倉両行の合併（昭和10.9.12付）

こうして昭和元年末の40行は2行を残し姿を消したが、その内訳は当行への直接・間接の合同が半数の19行、他行への合併4行、廃業など15行であった。

表 3-10 県下の銀行の変遷



岡丸、誠資、石橋、横浜若尾、東陽、関東、共信、平沼、横浜商業、横浜、戸部、玉川、横浜貯蓄、七十四、上信 } 解散または廃業

第2節 倍增する店舗，拡大する業容

1 県下6行との合同

6行との合同実現

昭和15年末の神奈川県下の銀行数は10行となり，このうち普通銀行は当行のほか鎌倉・秦野・足柄農商・相模・平塚江陽・明和の6銀行，合わせて7行であった。この7行に対する合同勸奨が15年秋ごろから大蔵省・日本銀行・県当局によって進められた。合同の主体となる銀行には，当初からももちろん当行が予定されていたが，一時は県西部と二分する県内2行案が出るなど，難航して進捗をみなかった。翌16年の秋口に至り，関係各行首脳の大乗的見地に立った大合同承諾の決意がようやく得られ，当行への6行合同がほぼ決定的となった。この背景には当行が前年末七十四銀行の整理を完了しこれに伴って当行の信用が増大するという事情もあったかと思われる。

10月に入ってまず6行に対する大蔵省の検査が実施され，これにより引継がれる資産負債が確定し，11月10日当行と6行とのあいだに個別に引継仮契約が締結された。これに基づいて翌12月13日，営業譲渡形式による引継ぎが実行された。同日当行の引継実行員数名ずつが各行に派遣されて，翌日までに引継作業を終了し，6行の各店舗は15日から当行の支店として営業を開始した。



当行と県下6行が合同（昭和16.10.17付 神奈川新聞）

6行の営業譲渡によって，当行は預金4,478万円，貸出1,082万円，有価証券2,658万円をそれぞれ増加することになった。

一方，不動産の引継ぎについては直接譲渡形式をとらず，各行とも各々の清算会社に引継がせ，それら各

社を当行の子会社、横浜地所株式会社に合併する方法を採用した。これは、当時施行中の「宅地建物等価格統制令」によって譲受価格以上の処分が禁じられていたことに対処するための特別措置であった。

合同の成果

6行合同の成果としては、次のようなことがあげられる。

(1) 一県一行の達成

当行は県下唯一の本店普通銀行となり、政府の一県一行主義の目的を具現することになった。

(2) 倍増した店舗網

合同前の当行店舗数は29本支店2出張所で、しかもその配置は過半数の17か店が横浜市内に集中していた。それが6行合同により従来店舗網の薄かった郡部を中心に33支店7出張所を増加して、横浜中心の店舗配置から一応県内全域をカバーする店舗配置が実現することになった。契約条項にも引継店舗を廃止しないこと、行員は原則としてそのまま雇用することが明記されていたが、井坂頭取はこれについて「……一層地方金融の円滑を期するため合同に参加せらるる各銀行の営業所は原則として其儘存置し従来の営業方針を踏襲しつつ其良を採り其短を補ひ以て地方金融の完璧を期し……」と、地元利便を考慮して廃止店舗を出さないことを重ねて明言した。

(3) 業容の拡大

合同前16年上期末の当行主要勘定は預金1億6,641万円、貸出金7,193万円、有価証券8,919万円（うち国債4,747万円）であったが、引継勘定の増加を含めて、16年下期末当行の預金は2億5,806万円の残高となり大飛躍をと

表 3-11

6行から引継いだ主要勘定（昭和16年12月13日現在）

（単位：千円）

	鎌倉	秦野	足柄農商	相模	平塚江陽	明和	計
預金	22,891	2,496	2,364	2,615	4,973	9,440	44,779
貸出	5,496	512	807	563	1,784	1,658	10,820
有価証券	12,522	1,631	1,294	2,148	1,968	7,015	26,578

6行から引継いだ店舗の内訳
表 3-12-1

	支店	出張所	計
鎌倉	13	5	18
秦野	3		3
足柄農商	5	1	6
相模	1		1
平塚江陽	7		7
明和	4	1	5
計	33	7	40

げた。なお、期中の預金増加額は9,165万円で引継額4,478万円を大きく上回るものであった。この結果、全国普通銀行財務分析表の預金高25位（15年下期）から16年下期には16位へと躍進をとげた。

一方、取引口数は預金で約5万口、貸出で約3,000口それぞれ増加するなど、飛躍的な増加を示した。

表 3-12-2 店舗の状況（昭和16年末—6行合同後）

地域	既設店舗	6行合同による増設店舗	計
横浜市内	本店、元町、千代崎町、長者町、伊勢佐木町、長島町、野毛町、戸部、神奈川、斎藤分、子安、鶴見、潮田、磯子、保土ヶ谷、戸塚、（中央市場）	宮田町、中山	19(1)
県央地区	長後	橋本、厚木、（上溝）	4(1)
横須賀地区	浦賀、三崎、横須賀、浦	鎌倉、長谷、片瀬、逗子、葉山、一色、大滝町、（材木座）、（由比浜）、（逸見）、（小袋谷）	15(4)
湘南地区	藤沢、平塚	藤沢西、二宮、茅ヶ崎、平塚駅前、平塚新宿、平塚八幡前、平塚本宿、須賀、伊勢原、伊勢原東、金目、秦野、秦野片町	15
小田原地区	小田原幸町	国府津、国府津西、下曾我、小田原、松田、福沢、山北、飯沢、（緑町）、（北足柄）	11(2)
川崎地区	川崎、新川通、（御幸）		3(1)
県外	東京、前橋、高崎	町田	4
計	31(2)	40(7)	71(9)

注1 県央地区—高座郡・愛甲郡、横須賀地区—横須賀市・鎌倉市・三浦郡
湘南地区—藤沢市・平塚市・中郡、小田原地区—小田原市・足柄上郡・足柄下郡

2 ()はうち出張所

以上のように、6行合同は当行に多くのメリットをもたらしたが、その反面当行は設立以来第二・左右田・関東興信などの各行から、そしてさらに6行から行員を引継いだため、行員の融和については経営上多くの配慮が行なわれた。もちろんその効果も大きかったが、同時に太平洋戦争開始後の経済情勢の激変に伴い、比較的短期間で行員間に協力の気運が高まっていった。

高安頭取と柳沢頭取

本店新築（昭和13年11月）、七十四銀行の第3次整理（15年12月）、6行の当行への合同（16年12月）という難事業を果たした井坂頭取は、昭和16年12月辞任して取締役相談役に就任し、日本銀行から高安礼三を第3代の頭取として迎えることになった。なお、中村副頭取はその前年取締役から退き、副頭取にはやはり日本銀行から迎えた馬場勇が就任していた。6行合同は主にこの馬場副頭取を中心に推進された。

その後、高安・馬場体制で太平洋戦争という非常時下での経営に力を傾けたが、18年末馬場副頭取が突然死亡し、高安頭取も翌19年7月病気のため退いた。

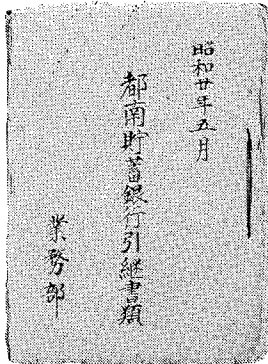
このため19年8月日本銀行から第4代頭取として柳沢鉦一を迎え、その指揮の下で終戦前後の混乱期を乗り切っていくことになった。なお、七十四銀行の整理の中心となった常務取締役村田繁太は18年5月退任し、代わって上村春馬、後藤務が常務取締役に就任した。また19年3月中岡孫一郎が専務取締役に就任した。

2 都南貯蓄銀行との合同

合同までの経過

昭和19年、神奈川県農工銀行が明治31年以来の歴史を閉じて他の農工銀行とともに日本勧業銀行に合併され、県内に残る本店銀行としては当行・横浜正金銀行のほかには都南貯蓄銀行が残るだけとなった。

都南貯蓄銀行は大正10年公布の「貯蓄銀行法」の精神に則り、県下貯蓄銀行の大合同によって同年12月資本金100万円で設立されたものであり、その後県下唯



都南貯蓄銀行の引継書

一の貯蓄銀行としてその使命を果たしてきた。

全国の貯蓄銀行の状況は、昭和元年末の124行から普通銀行ほどの急ピッチではないが合同整理が進み、16年末には69行とほぼ半減していた。しかし、これ以上の合同は現行法のもとで実現困難とみた政府は18年5月、普通銀行への吸収を促進するため「普通銀行等ノ貯蓄預金業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」を施行して、普通銀行に貯蓄預金業務や信託業務兼営の道を開き、これを機に合同は急速に進んだ。

そして20年には当局の強力な勧奨によって大都市に残る9貯蓄銀行が合同し日本貯蓄銀行（協和銀行の前身）が設立される運びとなったが、これに際して都南貯蓄銀行に対しても、当局からこの合同に参加するか、当行と合同するかについて打診が行なわれた。

同行の帰趨については16年に当行の6行合同が実現した直後、当行とのあいだで接触が持たれたが、最終的合意をみないまま中断していたいきさつがあった。しかし、当行はすでに上記の法律に基づき貯蓄銀行業務の兼営を開始していたことから、両行の話し合いは急速に進展し、この結果20年3月、19年末の日計表を基礎に20年4月21日を実行日とする営業譲渡契約が締結されるに至った。

空襲下の引継ぎ

営業譲渡を受けることが決定したのち、引継ぎの手続きについて当行はすでに経験済みであったこともあり、準備は十数名の委員によってスムーズに整った。しかし3月末ごろから激しくなった本土空襲によって4月15日都南貯蓄銀行の保土ヶ谷・潮田両店が全焼し、同月21日の実行は困難となり、協議の結果5月5日に延期された。

さらに引継ぎ直後の5月29日の横浜大空襲で当行の数店舗とともに引継店舗3か店も焼失した。従来例にならって契約上は原則として全店舗（12か店）存続の予定であったが、重複店舗が多かったことと店舗の集約化を図らざるをえない

戦時下の特殊事情から、当行の新設店舗として引継がれたのは妙蓮寺（旧港北）、追浜（旧追浜）の2か店だけとなった。この結果20年上期末の当行の店舗数は73か店（期中3か店増）となった。また、引継ぎを受けた資産負債のうち預金は約6,000万円で、合同の行なわれた20年上期（9月末）の当行預金16億3,550万円、貸出5億3,598万円、有価証券7億2,750万円の規模からみれば、数字のうえではそれほど大きなものではなかった。

しかし3月27日付の「神奈川新聞」の記事に、「……時局趨勢から今回の挙に出たもので本合同により横浜興信銀行は県内に本店を有する普通銀行業務並びに貯蓄銀行業務を営む唯一の銀行として名実共に地元中心銀行となる訳で……」とあるように、当行の責任はいよいよ重大であった。

3 戦時下の経営努力

株主配当の開始

15年12月七十四銀行関係の第3次整理を完了し、さらに16年下期には特別借入金の勘定を消し、6行合同を果たした同年12月、大蔵省・日本銀行の許可を得、定款の変更を行なって配当制限条項を削除するとともに初めてこの期に年3%の

5月29日横浜大空襲による焼失店舗

長島町支店（20. 6. 15廃止）
野毛町支店（20. 6. 15廃止）
神奈川支店
鶴見支店
寿町支店（20. 6. 15廃止）
元町支店
戸部支店
千代崎町支店（20. 6. 15廃止）
浅間町支店（20. 6. 15廃止）
本牧支店（20. 6. 15廃止）

その他戦災による焼失店舗

潮田支店（20. 7. 3廃止）
川崎支店
新川通支店（20. 5. 26廃止）
御幸支店（20. 6. 15廃止）
下曾我支店
平塚支店
平塚本宿支店
また強制疎開により材木座支店（20. 7. 26）と緑町出張所（19. 4. 30）が廃止となった。

株主配当を実施した。創立以来20年あまり無配のまま協力をねがった株主に対し、ようやくわずかながら報いることができたのである。ちなみにこの期における純益金は7万362円で配当金額は7,500円であった。当行はこれを契機に、17年上・下期年4%, 18年以降は年5%の配当を継続することになった。

預金増強施策

戦局が拡大し戦費が増大するに従って公債発行額はうなぎ登りとなったが、その消化の大部分を支えたのは金融機関であった。国債消化を推進するため、政府は金融統制会を通じて各金融機関に対し貯蓄目標を設定したが、その額も年々加速的に増加した。このため銀行としては貯蓄増強——国債消化が最大の使命となり、各行ともいろいろの施策を講じて預金増強に努めた。

当行においても事情は全く同じであった。たとえば昭和16年4月の支店長会議の協議事項のなかでも預金増強が第一に挙げられている。

1. 預金

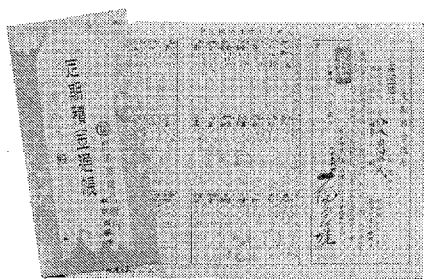
預金獲得ニ付テハ別ニ素晴ラシキ新手ハナカルベキモ行員協力一致不断ニ新工夫ヲ凝ラン誠意トサアヴィスヲ尽シテ一層努力セラレ度

2. 預金目標

16年上期ハ1億5千万円ナリシガ16年下期ハ1億7,8千万円トシテ各店ノ実勢ニ応ジ無理ナキ目標ヲ設定致度(預金増加図表ヲ作成シ業務課ニ送付ノコト)と指示している。これに対して実績は16年上期末1億6,641万円、同下期末2億5,806万円と大幅な目標突破を達成した。これは6行との合同が大きく寄与し

たことが主因であったが、一方この時期の経済金融の変化がかなり予測しがたい状況であったためともいえよう。

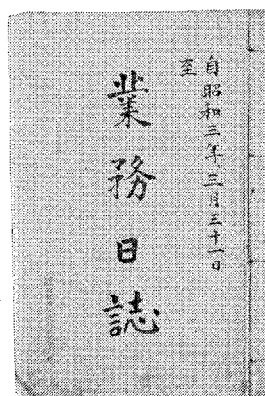
さらに17年10月には、「……他行ノ増加振ニ比シ本行聊カ不成績ノ観有之候ニ就テハ此ノ際一段ノ努力ヲ預金増強ニ集中致シ以テ可及的ニ所期ノ目標額達成ニ



戦闘機・軍艦などを図柄にした戦時中の通帳

邁進致度候間更ニ一層ノ御協力相煩度依命此段申進候也

猶右運動推進ノ為メ本行店舗ヲ4ブロックニ分チ各担当責任者相定メ候ニ付支店長訪問励行等具体的有効方法隨時御協議ノ上直チニ御実行相成度候」との預金増強督励通達を各営業店に出し、檄を飛ばしている。このような真摯な取組姿勢には古くして新しいものが感じられる。



横須賀支店の業務日誌

当時の当行預金（横浜市内）の伸びは他行に比し必ずしも不振とはみられないが、預金の種目構成をみると、流動性預金の比率がかなり高い体質がすでに定着していたことがうかがえる。この流動性預金の比率が高いこととも関連があると思われるが、当時の支店業務日誌を繰ると現送記録簿と言ってよいほど毎日のように本店とのあいだに小単位の現送便が仕立てられていた実態が認められ、当行では経営効率化の観点から現金圧縮への意識が高かったことを物語っている。一方本部サイドも頻繁な現金圧縮運動を全行的に実施していた。最近では当行の現金保有率も常時1%を切る低率であるが、当時（19年1月月中平均）は3.2%と戦時インフレ期の特殊事情があったものの現在よりかなり高率であった。

深刻な人員不足

戦争の激化に伴ってベテラン男子行員のなかから兵役・動員のため休職する者が増えたが、反面これを補充すべき新卒男子の採用はしだいに困難となり、この結果若年女子行員への依存度が高まった。当行の行員数は、6行合同時722名であったが、そのうち積極的な採用を行なって18年末には1,245名に達したものの、これ以降は採用難から完全に横這いとなった。

昭和19年初めの人員構成をみると、100名近い男子中堅行員を応召などによる休職で欠くなかで、事務人員1,015名中63%が女子で占められ、それも大部分が若い女子事務員であった。

従業員数の推移
表 3-13

年 末	従業員数
昭和14	524
15	625
16	722
17	1,089
18	1,245
19	1,239
20	1,230

従業員の構成
(昭和19年1月現在)
表 3-14

男子職員	379
女子職員	636
庶務職員など	139
休職者	98
(うち応召74, 応徴17)	
計	1,252

一方、行務の状況は、空襲時に備えての“非常対策”業務や18年後半から開始した貯蓄・信託などの新業務も加わって繁忙をきわめ、日常事務の遂行にも支障をきたすようになった。さらに、国策としての貯蓄増強を図るため金融統制会によって実

施された統一的な貯蓄増強期間中の営業時間延長（3時→4時半）は、やがて土曜日の半休廃止（18年10月1日より実施）、日曜日の営業（19年3月3日より実施）へと拡大されて、金融機関の労働環境も他産業同様厳しいものになった。ちなみに当時の行員一人当たり預金高の推移をみると、インフレ進行下という事情もあったにせよ16年上期の24万4,000円が、20年上期には6倍を超える150万円に著増した。

こうした事情を反映して、営業店に対しては、“窓口でのミス・トラブル防止のため各店は窓口にはベテラン行員を重点配置するなど、弾力的な人員配置を行なって日常事務の円滑化・効率化に十分配慮されたい”という指導が強力に行なわれた。

非常対策

当行の店舗は軍需工業を抱えた京浜工業地帯とその周辺に多く分布し、空襲などによる被害が予想されたので、昭和16年12月の政府による「戦時非常金融対策実施要綱」発表に先んじて、同年8月独自の「非常対策」を制定した。これは関東大震災時の貴重な体験を生かして、帳票など重要書類の保管、副本作成のシステム、疎開格納など緊急時の対策を定めたもので、各店ごとにその準備を進めさせた。結果的には、空襲による当行の罹災は20年5月29日の大空襲による10か店を含め17か店に達したが、幸いどの店舗も金庫室は無事であり、火災保険の支払などが重なって一時的な事務の渋滞はあったが、この「非常対策」に頼ること

はなかった。しかし、大震災の体験に基づくこの非常対策は戦時下の当行行員にとって大きな精神的支えとなった。

戦時下の当行業績

このような緊迫した情勢下でも業容拡大の努力は続けられた。この間の業績の推移をみると、まず預金では15年下期末から19年下期末までの4年間に6.0倍の伸びを示し、都市銀行・地方銀行の平均を大きく上回った。これは16年の6行との合同がかなり寄与したこともあったが、それ以降の各年においても相当な伸び率を示しており、貯蓄業務を兼営しての増強活動が実ったものとみられる。全国普通銀行中の預金高順位も、6行合同の寄与で16位に躍進し、その後も徐々に順位を上げて終戦直後の20年上期末には12位となった。上位行の合併による順位の繰上りもあったが、普通銀行に占める当行のシェアが、14年の0.52%から20年の1.53%に上昇したことによっても当行の実質的な地位の向上をみることができると。この間地方銀行の預金の伸び率は大きな変化をみせていた。米穀の配給統制が厳しく実施されて以来、その売上代金は主に農林系統金融機関を通じて流れるようになったため、16～17年の地方銀行の預金はまったく伸び悩みとなった。し

表 3-15 主要勘定比較 (単位：百万円，%)

	期 末	預 金		貸 出		有 価 証 券	
			増加率		増加率		増加率
当 行	昭和16下	258	84.3	98	32.4	141	120.3
	17下	343	32.9	126	28.6	196	39.0
	18下	533	55.4	181	43.7	337	71.9
	19下	846	58.7	247	36.5	574	70.3
都 市 銀 行	16下	19,501	23.0	11,121	16.6	7,059	35.2
	17下	25,234	29.4	13,572	22.0	10,640	50.7
	18下	29,179	15.6	17,710	30.5	12,493	17.4
	19下	39,192	34.3	28,193	59.2	15,277	22.3
地 方 銀 行	16下	9,904	16.1	4,020	0.2	5,722	30.0
	17下	10,502	6.0	4,085	1.6	6,337	10.7
	18下	13,950	32.8	4,756	16.4	8,996	41.9
	19下	21,770	56.1	6,603	38.8	14,622	62.5

資料出所 「地方銀行小史」

かし18~19年に入り戦争が苛烈さを増すに従い米穀などに闇値が生じ、資金は農村に集中して、都市銀行を上回る伸びを示すようになった。当行はその立地上、従来から農村資金のウエイトが低かったため、他の地方銀行のような変化はみられず、むしろ都市銀行に近い推移を示した。

表 3-16

普通銀行の預金高順位

(単位：百万円)

順位	昭和14年下期		16年下期		18年上期		20年上期	
	行名	預金高	行名	預金高	行名	預金高	行名	預金高
1	三和	2,137	三和	3,205	帝国	5,860	安田	13,798
2	住友	1,956	住友	3,007	三菱	5,278	帝国	13,320
3	安田	1,910	安田	2,881	安田	4,583	三菱	12,180
4	第一	1,796	第一	2,504	三和	4,263	住友	10,617
5	三菱	1,394	三菱	2,068	住友	4,108	三和	10,282
6	三井	1,350	三井	1,789	野村	1,377	東海	4,535
7	第百	1,212	第百	1,699	東海	1,330	野村	2,783
8	野村	758	野村	1,133	神戸	767	神戸	2,952
9	神戸	368	東海	1,025	静岡	689	静岡	2,629
10	日本昼夜	317	神戸	561	十五	589	埼玉	2,034
11	愛知	306	日本昼夜	449	芸備	504	北陸	1,734
12	名古屋	298	十五	423	昭和	460	横浜興信	1,636
13	十五	278	昭和	387	横浜興信	394	芸備	1,574
14	昭和	248	芸備	350	中国	389	第四	1,290
15	芸備	207	中国	269	第四	342	中国	1,275
16	中国	170	横浜興信	258	常陽	312	常陽	1,250
17	武州	151	静岡三五	231	北海道	292	八十二	1,210
18	静岡三五	144	武州	219	七十七	289	福岡	1,208
19	十二	142	北海道	218	十二	286	山口	1,022
20	十七	133	十二	212	十七	282	足利	971
21	北海道	131	十七	210	千葉	269	千葉	938
22	足利	130	常陽	205	足利	265	七十七	920
23	常陽	126	朝鮮商業	202	伊予合同	264	駿河	910
24	百十	110	足利	200	駿河	254	十六	902
25	朝鮮商業	109	七十七	194	武州	247	群馬大同	859
26	七十七	106	伊予合同	190	四国	228	百五	831
27	横浜興信	105	山陰合同	170	百十	226	伊予合同	783
28	四国	102	百十	168	百五	224	滋賀	724
29	第四	101	四国	157	八十二	224	四国	678
30	南都	84	駿河	157	滋賀	222	山陰合同	656
	普通銀行中の 当行シェア	0.52%		0.85%		0.97%		1.53%

資料出所 14~16年「本邦銀行財務分析」、18年「金融機関業態調」、20年「全国銀行財務諸表分析」

一方資金運用面では、他の地方銀行と同様有価証券のウエイトがしだいに高まっていったが、預金の好調な伸びに支えられて貸出についても積極的に対処するとともに、商業金融重点の体質をしだいに産業金融重点に変えていった。その結果、貸出増加率はかなりの高率を示したが、預貸率の水準はなお低かった。このように都市銀行と地方銀行の預貸率に大きな格差ができた背景は、軍需融資指定金融機関制度などの戦時金融統制であった。当行も営業地盤内に多くの指定会社を抱えながらわずか数社の指定にとどまり、他の地方銀行と同様、融資の窓口は非常にせばめられ、国債をはじめ政府保証の興業債券・戦時金融債券など有価証券の比率を高めざるをえなかった。この時期に取得した興業債券・戦時金融債券は戦後の再建整備に際して切捨てられ大きな混乱を起こした。

また収益面では、利鞘の大きい貸出のウエイトが高い都市銀行が、地方銀行に大きく格差をつけていた。当行は貸出についてもかなりの伸びを確保したことから大幅な収入増となったが、インフレによる人件費の高騰に加え、滞貸金・有価証券の償却増も著しく、19年下期の当期純利益は18万7,000円にとどまり、同規模の他行と比較してもまだかなり低水準であった。

次に店舗の動向をみると、16年7月政府は貯蓄増強を推進するため銀行店舗の少ない地域に預金だけ取扱う簡易店舗の設置を認め、特別出張所の制度を発足させた。当行もこの制度に則り、16年の御幸出張所をはじめ18年までに6特別出張所を開設し、翌19年にはこれをいずれも特別支店に改めた。このほか16年から終戦時までに金沢・丸子など

2支店2出張所の新設、3出張所の支店昇格、2支店の都南貯蓄からの引継ぎ、千葉銀行横須賀支店の当行若松町支店としての引継ぎなどがあった。またこの間6行合同による引継店舗の重複を効率的に活用するた



千葉銀行横須賀支店を引継いだ旧若松町支店

め、平塚新宿を大磯に、平塚八幡前を溝口とといったように7支店の配置転換が行なわれた。一方廃止された店舗もかなり多く、15支店4出張所が廃止となったが、そのうち千代崎町・潮田など10支店1出張所は戦災または強制疎開によるものであった。こうして戦争下における激しい店舗の変動がみられたが、その結果

表 3-17 戦時中の店舗の異動 (昭和17年上期～20年上期—終戦)

区 分	店 名	計	
新設	支 店	金 沢, 丸 子, 若 松 町, 妙 蓮 寺, 追 浜	12
	特 別 出 張 所	浅 間 町, 杉 田, 本 牧, 安 浦, 豊 岡	
	出 張 所	強 羅, 半 原	
廃止	支 店	千代崎町, 寿 町, 長 島 町, 野 毛 町, 潮 田, 宮 田 町 浅 間 町, 本 牧, 大 滝 町, 材 木 座, 藤 沢 西, 平 塚 駅 前 国 府 津 西, 御 幸, 新 川 通	19
	出 張 所	由 比 ヶ 浜, 逸 見, 緑 町, 北 足 柄	
配 置 転 換 (形式的には店舗の 移転と名称変更)	小田原幸町→足 柄, 平塚本宿→辻 堂, 伊勢原東→相模原 平塚新宿→大 磯, 秦野片町→寒 川, 平塚八幡前→溝 口 福 沢→中 野	7	
支 店 昇 格	中央市場, 上 溝, 材 木 座, 浅 間 町, 杉 田, 本 牧 安 浦, 豊 岡, 御 幸	9	

注 新設のうち 妙蓮寺, 追浜は都南貯蓄銀行, 若松町は千葉銀行からの引継店舗

“業報” わずか3号で停刊

太平洋戦争もたけなわの17年秋, “業報” と題した社内報の創刊号が発行された。B5判4ページ建ての質素なものであったが, 創刊の趣旨には「錬成講壇として将又行員の精神的融合乃至事務研修機関として……」とあり, かなり意欲的なものであった。内容は副頭取の巻頭言にはじまり主要通達の内容紹介・業況・店舗異動・人事異動から俳句・紀行文とバラエティに富んでいた。

ところが戦時検閲の厳しいおりとて主要

銀行預金比較の掲載は「国勢の実態を公にするもの」として当局の叱責を受け, 次いで発行した2号では紀行文の「乃木将軍がここにこられたと云ふから……は此湯殿での感慨であらうなどと想像して見る」との一節が“不敬のきわみ”として再度指摘されるなど筆禍が相次いだ。そこでこれ以上問題を起こすことは得策ではないと判断し, すでに準備が進んでいた3号をもってやむなく停刊となった。

この5年間に当行の店舗は戦災などによる廃止店舗が多かったにもかかわらず、6行合同による大量増もあって質量ともに充実をみせ、15年末の29本支店1出張所は終戦時には61本支店3出張所となった。

当時の当行の動きのなかで特筆すべきものとして本部の部制確立があった。当行は創立以来内部体制を整備し、順次係・課として本部機構を整えてきたが、20年2月本部の業務分担を一層明確にする趣旨から部制を採用し、秘書部・検査部・業務部・計理部・企画部・庶務部・管理部・地所部の8部が誕生した。

第3節 戦後経済の混乱と当行の再建整備

1 経済の混乱と企業の再建整備

戦後の混乱

昭和20年（1945年）8月15日、わが国は国力を消耗しつくして連合国に無条件降伏し、ここに太平洋戦争の終結を迎えた。昭和6年の満州事変以来の長い苦難にみちた戦乱の時代によりやく終止符を打ったのである。

終戦とともにわが国は連合国の占領下に置かれ、戦時経済体制は解体され、これ以後GHQ（連合軍総司令部）の占領政策にそって経済の再建が進められることになった。

終戦後のわが国の経済は「国家も、企業も、家計もすべてが赤字」といわれ、まさに壊滅的な状態にあった。しかもこの年は米が平年作の3分の2という大凶作となり、激しいインフレに加えて食糧危機までが追打ちをかけた。

一方こうした混乱のさなかに連合国は、わが国の非軍事化と経済の民主化を目指して数々の重要な改革を政府に指令した。これら相次ぐ改革のなかで、わが国の経済に直接大きな影響を及ぼすことになったのは財閥解体と農地改革、それに労働の民主化であった。

こうして20年から23年にかけて、わが国はインフレの激化、食糧難、諸制度の変革という激動の嵐に見舞われることになった。

激化するインフレーション

終戦後のわが国の経済が直面した最大の問題はインフレの激化であった。すでに太平洋戦争中から巨額の軍事費支出が続く一方で、消費財を中心に物不足が深刻化していたため潜在的にインフレは進行していたが、厳しい戦時経済統制と強制貯蓄による購買力の吸収により表面化しなかった。しかし終戦後になって統制という歯止めがなくなり、さらに莫大な臨時軍事費が短期間に集中して支払われたことにより、日銀券発行高は急増した。終戦当日の日銀券発行高は300億円であったが、10月末には431億円、12月末554億円、そして翌21年2月には600億円を超え、わずか半年あまりのあいだに倍増するという異常な膨張ぶりを示した。

まさに通貨の洪水であり、一方この間の生産はきわめて低水準に落込んでいたため、当然物と金との極端なアンバランスが生じた。この結果激しい換物運動が表面化し、銀行預金は引出され、物資は大量に買占められてインフレは一層高進した。



預金封鎖と新円発行

(昭和21. 2. 17付 朝日新聞)

このような破局的なインフレに直面して、政府は21年2月「インフレ防止総合対策」を発表し、インフレ阻止に全力をあげることになった。この対策の基本となったのが、「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」、すなわち預金封鎖と新円切換えであった。

これにより、21年2月17日をもって預金をはじめその他の金融機関の債務はすべて封鎖され、生活資金として毎月世帯主300円、世帯員1人100円を限って払出しが認められ、毎月の給与は500円を限

度として現金で支払われることになった。一方従来の日銀券は3月2日以降通用力を失い、3月7日までに金融機関への預入れが強制された。これに代わって新日銀券が発行され、1世帯100円を限度とする旧券との引換えが行なわれた。

こうした緊急措置によって一時的に日銀券は吸収されたが、財政は依然大幅な赤字を出し、生産も回復せず、4月以降インフレは再び高進することになった。

日銀券発行高

(単位：億円)

表 3-18

年 末	発行高
昭和18	103
19	177
20	554
21	934
22	2,191
23	3,553
24	3,553

資料出所「経済統計年報」

小売物価指数(東京)

(昭和9~11年平均=1)

表 3-19

暦 年	指 数
昭和18	1.9
19	2.1
20	3.1
21	18.9
22	51.0
23	149.6
24	243.4

資料出所 「経済統計年報」

混乱期の神奈川県

太平洋戦争末期のたび重なる空襲によって、神奈川県は横浜を中心に主要市街地の大半が焦土と化して終戦を迎えた。

戦争の記録を県下についてみると、戦闘参加者約20万人、うち戦死者4万8,000人、空襲による罹災者58万7,100人、うち負傷者1万6,185人、死者5,931人に達する戦争犠牲者を出した。また一般民家については空襲によって14万1,500戸を失い、さらに強制疎開によって3万5,400戸を取壊し、計17万6,900戸の家屋を失った。20年当時の県下の世帯数が39万3,000世帯であったことからみてもその損害の大きさは明らかであった。

京浜工業地帯を擁して全国有数の工業県として経済発展を誇った神奈川県も、戦災により生産設備は破壊しつくされ、昭和20年の工場数はそれ以前の最高である昭和15年当時の2,606から1,493へと半減し、工業従業者も戦前の最高であった昭和17年当時の25万6,000人からわずか7万3,000人へと激減した。

このような戦争による被害に加え、19年から20年にかけて県下の人口は約60万人減少し、19年末の約240万人は20年11月には180万人になっていた。とくに減少

が顕著であったのは横浜市（約40万人、40%の減少）、川崎市（約20万人、53%の減少）、横須賀市（約9万人、31%の減少）などであり、一方郡部では疎開によって約13万人（25%）増加しており、県下において激しい人口の移動が行なわれたことを示していた。

こうした壊滅状態のなかで終戦を迎えたが、戦後数年間は神奈川県も混乱の時期であった。食糧難・住宅難に加え激しいインフレが県民の生活をゆさぶった。神奈川県は米の消費県であったことから、食糧難は一段と厳しく、このため県の食糧課では“毒をもたない植物”ならば何でも食べられるようにと“食糧の新規開発”に努め、その結果サツマ芋のツル・カボチャのツル・ドングリの実なども食糧となった。さらに21年4月には当時の内山県知事の有名な“供出米行脚”も行なわれ食糧確保に最大限の努力が払われた。こうした危機的な食糧難も23年には好転してようやく厳しい食生活に終止符を打った。

このような経済・社会の混乱のなかで神奈川県は工業は不振をきわめた。戦時中軍需生産によって支えられていた県下の重機械工業は、終戦によりその存立基盤を一挙に失い、回復の目処が立たなかった。造船所は漁船の修理・建造を行なうべく操業を続け、航空機や自動車の工場では鍋・かまをつくって従業員を養うというありさまであった。

このように戦後の県経済の復興は困難をきわめたが、なかでも最大のネックとなったのが連合軍主力部隊の進駐による大規模な接収であった。

横浜は第8軍司令部の所在地となり、主要なビル・学校などが接収されたほか、市街中心部の焼跡地・港湾施設・沿岸施設・臨海地帯も兵站基地として接収された。また横須賀は旧鎮守府が米国極東海軍司令部として使用され、これを中心に軍港一帯は米国海軍によって接収された。さらに武山海兵团・辻堂演習場・厚木飛行場・座間の陸軍士官学校などの旧軍施設をはじめ、逗子のなぎさホテル・箱根の富士屋ホテル・強羅ホテル・仙石原ゴルフ場なども接収された。これら県下の接収合計面積は昭和27年7月現在で土地約3,729ヘクタール（1,130万坪）、建物215ヘクタール（65万坪）にも達していた。

なかでも横浜市では、昭和21年当時の市街地面積の27%に相当する920ヘクタ

ール（279万坪）の土地が接収され、しかもそのうちの43%は横浜のビジネスセンターであった中区に集中し、かつての繁華街から軍用機が飛立つという光景もみられた。また横浜経済の生命線ともいうべき港もその施設の90%が接収された。

こうした経済・社会の混乱のさなかに、将来の発展に備えて建設的な大事業も行なわれた。それは戦時中一時中断していた相模川河水統制事業の第1次事業目標の実現、すなわち相模ダムの完成であった。この相模ダムはわが国初めての多目的ダムといわれ、河川の総合開発の先駆けをなす県史に残る大事業であった。

戦時補償の打切りと企業の再建整備

昭和20年11月25日、GHQは政府に対し戦時(軍需)補償の凍結を命じた。戦時補償とは戦時中または終戦に際し、政府が企業や国民に対して保証したいろいろな債務や損害の支払のことであり、当初政府はこの戦時補償を行なったうえで、あらためて個人および企業から財産税を徴求しようという方針であったが、GHQは戦争による利得はすべて認めないとの強硬な考え方を貫き、21年8月戦時補償は全面的に打切りと決定された。この打切り措置により、戦争による被災によって実質的な価値を失っていた軍需会社の擬制資本は一挙に切捨てられることになった。戦後の経済混乱のさなかであったとはいえ、この決定は軍需会社に債権を持つ金融機関や企業にとってはその死活を左右する大問題であり、また軍需会社の民需転換を不可能にするものであった。そこで政府はこれら金融機関や企業の破産や混乱を食いとめ、その再建を可能にするための措置を次々と打出した。いわゆる「再建整備」措置であり、その意図は確実な資産をもって事業の継続、ひいてはわが国経済の再建を目指し、一方戦時補償の打切りによる損失は資本金や封鎖預金の一部切捨てによって補填しようという画期的な措置であった。

まず同年8月に封鎖預金を一定の限度に従って第1封鎖預金と第2封鎖預金とに区分し、第2封鎖預金を補償打切りから生ずる金融機関の損失補填にそなえて

駐留軍の接収状況

表 3-20 (昭和21年9月)

	各区の面積に対する 接 収 割 合
中 区	34.6%
神奈川区	14.4
西 区	12.3

資料出所、「戦後横浜経済十年史」

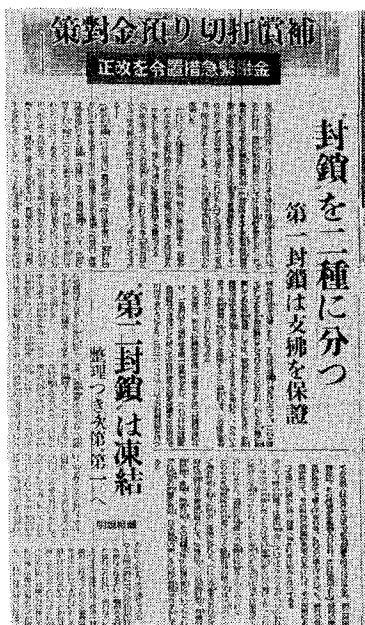
凍結した。これに引続いて「金融機関経理応急措置法」と「会社経理応急措置法」が施行されて、新旧勘定の分離が行なわれ、次いで10月には区分された旧勘定についての処理手続きを定めた「金融機関再建整備法」と「企業再建整備法」が成立し、これにより企業の再建整備は本格化することになった。

金融機関の再建整備

金融機関の再建整備もこうした一連の措置に従って進められた。まず「金融機関経理応急措置法」に基づき、21年8月11日午前零時をもって打ち切り決算を行ない、資産負債を新・旧勘定に分離した。新勘定には現金・国債・地方債・その他ほか確実な資産と自由預金・第1封鎖預金・公租公課・金融機関に対する債務などの負債を属させ、今後発足する経営の母体とする一方、旧勘定には8月10日以前の一般貸出金・社債・株式などの不確定資産と第2封鎖預金、その他新勘定に属さない負債を所属させて、今後の整備の対象とすることになった。

次いで金融機関再建整備法に基づく旧勘定の整理に入った。資産負債を適正に

評価するための評価基準が決められ、さらに23年3月を期限として再建計画を推進するよう指示が出たことから、整理は急速に進んだ。各金融機関は新旧勘定の評価換えを行ない、中間処理の制度を設けて旧勘定の一部を新勘定に移すなどの措置を行なって損失確定を図った。なお、この間GHQの指示により金融債を旧勘定に組替えさせられるという問題が起き、とくに興業債券を大量に所有していた地方銀行は大きな打撃を受け、一時整理に混乱をきたすという一幕もあった。こうして確定した損失については、資本金、第2封鎖預金など定められた順序と比率に従って補填し、なお損失があった場合は政府が総額100億円を限度として補償する、



第2封鎖預金の凍結
(昭和21.8.11付朝日新聞)

ということで処理を終えたが、その結果全国の銀行では

資本金、第2封鎖預金ともまったく打切りを必要としないもの	7行
資本金の3割減資	1行
9割減資と第2封鎖預金69%以下の打切り	50行
全額減資と第2封鎖預金70~80%の打切り	6行
政府補償を必要とするもの	4行

という状況であった。

このように大多数の銀行が資本金の90%以上の切捨てを行なったことから、GHQは自己資本の充実を強く要請した。適正資本を不確定資産（純資産から国債・手許現金・日本銀行預け金を控除した残額）の1割とし、これ以上の資本金となるよう増資することが指示されたのである。このため株主総会を2回開き、第1回の総会では資本金を不確定資産の5%以上相当額になるように決定し（ただし募集困難と認められる場合は3%にまで下げることができる）さらに応募額が多かった時は引続き開催する第2回総会において再増資すること、などの過渡的措置がとられた。こうして、金融機関の再建整備は他の企業に先立って完了し、これに伴い23年7月21日、封鎖預金および封鎖支払制度は解除された。

2 当行の再建整備と増資

新旧勘定の分離と旧勘定の処理

昭和21年8月11日の指定時に、当行も新旧勘定の分離を行なった。分離の結果、新勘定の資産・負債は16億7,900万円、旧勘定は11億8,300万円となった。そして旧勘定について整理が始められたが、その間整理の細目を指示する当局の通達が再三変更されたことによる整理作業の反復や、戦災の影響の残る営業店での新旧勘定間の混乱などがあり、多くの苦労が重ねられた。しかし資産の評価・不良資産の償却・債権債務の相殺・中間処理制度による新勘定への移管など整理は着々と進められた。22年末になって翌年3月までに整備計画を完了との指示が出され、これに対応して当行は22年12月、大山取締役以下12名の職員からなる臨時

表 3-21 新旧勘定の分離状況 (昭和21年8月11日現在) (単位:百万円)

新 勘 定				旧 勘 定			
資 産		負 債		資 産		負 債	
現 金	50	預 金	1,221	預 け 金	31	預 金	599
預 け 金	226	借 入 金	121	有 価 証 券	145	未 払 送 金 為 替	29
有 価 証 券	753	コ ー ル マ ネ ー	36	貸 付 金	855	未 払 利 息	22
貸 付 金	34	未 決 済 為 替 借	298	仮 払 金	83	未 整 理 借	524
未 決 済 為 替 貸	76	そ の 他	3	本 未 達 勘 定	61	そ の 他	8
未 整 理 貸	524			そ の 他	8		
そ の 他	16						
計	1,679	計	1,679	計	1,183	計	1,183

注1 金融債を旧勘定へ組替え後

2 貸付金には割引手形を含む

再建整備部を設置し、整理を急ピッチで進めた。

当行では戦時中のいわゆる軍需融資は比較的少なかったため、戦時補償打切りによる貸出関係の損失は2,200万円にとどまり、さらに旧勘定所属の不動産ならびに有価証券についても有利な処分を行なった。この結果、23年1月10日に認可

新円切換えのとき

金融措置令によるいわゆる新円切換えと預金封鎖は、多くの人々に動揺と混乱をもたらしたが、銀行の店頭も連日たいへんな騒ぎであった。当時の行員の思い出話である。

「何しろヘソクリもタンス預金も、期日までに預けなければ紙切れ同然になるというので、店頭は連日黒山でした。私も長い銀行生活で取付け騒ぎも味わっていましたが、あの時と変わりませんでした」

「ある日、夕方になってもまだ受付けきれない預金者が残ってしまったのです。やむをえず翌日優先的に扱うからということ

で番号札を渡して引取ってもらったのですが、これが翌日にまた大混乱を起こす因になってしまいました」

「扉が開かないうちから黒山の人だかりでして、きのうの番号札を持ってきた人と、その朝暗いうちからきて待っていた人が順番争いをしているのです。口論がなぐり合いまで発展してヘタな口をきけばなぐり殺されかねないほど殺気立っていました」

「私たちも表面は平静をよそおって笑顔でなだめに回りましたが、正直命がけといった感じでした」

当行の旧勘定最終処理の概要

表 3-22-1 [損益内容] (単位：千円)

項 目	金 額
有 価 証 券	105,782
(外 国 証 券)	(28,412)
(会 社 債)	(6,936)
(金融債<興銀債>)	(60,651)
(株 式)	(9,783)
預 け 金	14,859
(資金統合銀行出資金)	
貸 出 金	22,616
その他評価損	23,838
当期総損失	64,915
旧勘定確定損	232,010
評 価 益	3,125
当期総利益	96,536
利 益 金 計	99,661
差 引 損 失 額	132,349

表 3-22-2 [損失負担内容] (単位：千円)

区 分	負担割合	負 担 額
旧勘定積立金	100%	1,608
資 本 金	90	1,800
1口500万円を超える法人預金等で500万円を超える部分	70	
1口100万円を超える法人預金等で100万円を超え500万円以下の部分	50	794
1口10万円を超える法人預金等で10万円を超え100万円以下の部分	30 ※	3,359
以上を除く預金およびその他の整理債務	58 ※※	124,788
合 計		132,349

注 最終処理完了後に第1, 第2封鎖預金の設定通知の未着その他が判明したため、この金額は後日下記のとおり修正された。

※ 3,293千円

※※ 123,319千円

を受けた第1回の最終処理方法書においては、第2封鎖預金の一般打切り率は28%と良好な成績を示した。

しかし一旦は新勘定の所属と決定していた金融債が途中から旧勘定に組替えられることになったため、金融債だけで約6,100万円の損失増となり、有価証券全体での損失は1億600万円にのぼった。これにより、旧勘定預金の一般分打切り率は当初より30%も増えて58%となった。

こうして当行は旧勘定の損失額2億3,200万円を当期の利益と評価益によって調整した差引損失額1億3,200万円の補填に積立金160万円、資本金180万円、預金等1億2,890万円を充当することとし、23年3月31日当局の許可を受けて、再建整備の最終処理を完了した。

同年5月に発送された旧勘定の債権者に対するあいさつ状(資料に収録)には、旧勘定資産について調整勘定が設けられ、その利益は確定損失を負担した債権者に分配されるべきものであり、その利益が最大限になるよう役職員一丸となって努力する旨が述べられており、かなりの預金を損失補填に充当せざるをえな

かった当行の苦渋がにじみ出ている。

なお、この間預金封鎖・新円切換えなどに伴う記帳・証紙の貼付・旧円の整理など煩雑な業務に加えて、新旧勘定の分離が行なわれたため、行務は複雑化し繁忙をきわめた。さらにこうした状況で激務を強いられる行員一人一人の生活にもインフレの激化と食糧難は容赦なく押寄せたが、全行一体となってこの困難に耐え、それぞれその職務を完遂したのであった。

新資本金1億円への増資

当初、金融機関再建整備法の規定により作成し、認可を受けていた整備計画書では、当行の新資本金は2,000万円と予定されており、昭和23年2月16日の臨時株主総会で1,980万円の増資決議を行っていた。ところが5月に至って金融機関の増資に関する政府の方針が変わり、前述したように不確定資産の最低3%以上（目標は10%）とするように増資することが決められた。

当行の場合、新旧勘定合併後の不確定資産は16億2,000万円であった。当時の金融情勢では目標の10%は一般に困難視されており、当行では新資本金5,000万円（不確定資産に対し3.09%）とする整備計画書をあらためて提出し、募集超過の場合は超過分の再増資を行なうことを条件に認可を得た。6月25日の定時株主総会において前回増資の決議を取消すとともに4,980万円の増資を新たに決議し、7月13日より増資新株の募集に入った。締切日には募集金額を5,000万円も上回る9,980万円に達したため、9月8日にふたたび臨時株主総会を開催して募集超過額5,000万円の再増資を決議するに至った。こうして10月6日増資は完了し、当行の新資本金は1億円となった。

行内諸体制の整備

このような再建整備と並行して、当行内部の体制整備もこの間着々と進められた。まず役員人事についてみると、戦争末期から終戦直後の混乱期に柳沢頭取を補佐して重責を果たしてきた中岡孫一郎専務取締役が21年1月辞任し、4月、上村春馬常務取締役が専務取締役に、岡崎亮一取締役が常務取締役にそれぞれ昇格

した。引続き22年には取締役および監査役にそれぞれ一部交代がみられ、戦後経営を推進する当行経営陣はここにその顔ぶれを一新することになった。

次に機構面では、20年11月に機構改革を行ない、それまでの8部制を6部7課制に改めた。さらに22年12月にはこれを5部8課制に改め、業務の効率化を図った。このときの機構改革により初めて人事部が設けられ、さらに業務部に4課を設けて当行経営の中枢部とした。

一方、店舗の整備も積極的に行なわれた。当時の店舗行政はGHQの支配下であり、原則として支店・出張所の新設は認められなかった。しかし救国貯蓄運動を推進する見地から預金吸収を目的とする簡易店舗(特別支店・特別出張所)・出張員詰所などの設置については例外とされていた。このため当行では、戦災を受けた店舗の整備を進めるかたわら、終戦後から23年末までのあいだに弘明寺など2支店のほか上大岡・生麦・綱島など12出張所、2出張員詰所を開設した。これら出張所の業務は当初預金の受払業務に限定されていたが、24年9月に店舗行政がGHQから大蔵省へ移管されたのに伴い、簡易店舗は漸次支店に切替える方針がとられ、当行の出張所も24年10月から25年にかけてその大半が支店に昇格した。こうして創立30周年を迎えた25年下期末には77本支店1出張所となり店舗網の拡充は戦後の混乱期にもかかわらず大いに進展をみる結果となった。

また戦時中18～20年にかけて1,200名台で横這いが続いた行員数も21年ごろから徐々に増加し、24年には1,500名を超えた。復員者などを迎えたため、男女比

当行の機構

(昭和22年12月)

表 3-23

人 事 部
検 査 部
業 務 部
(総務課 調査課)
(審査課 計理課)
文 書 部
(庶務課 秘書課)
管 理 部
(管理課 地所課)

表 3-24 戦後の店舗の異動 (昭和20年下期～25年下期)

区 分	店 名	計
新 設	支 店 野毛町, 弘 明 寺	15
	出 張 所 上大岡, 生 麦, 綱 島, 長島町, 大 口, 与 瀬, 藤沢駅前, 鶴 沼, 本 宿, 真 鶴, 湯 本, 登 戸, 桐 生	
廃 止	金 日	1
配置転換	須 賀→湯 河 原	1
支店昇格	半 原, 藤沢駅前, 桐 生, 綱 島, 長島町, 上大岡 生 麦, 登 戸, 湯 本, 鶴 沼, 大 口, 北鎌倉 強 羅, 与 瀬, 本 宿	15

表 3-25 店舗の状況 (昭和25年下期—30周年時)

地域	店名	計
横浜市内	本店, 元町, 野毛町, 長島町, 伊勢佐木町, 弘明寺, 上大岡, 保土ヶ谷磯子, 杉田, 金沢, 戸塚, 鶴見, 生麦, 豊岡, 六角橋子安, 大口, 中央市場, 戸部, 神奈川, 中山, 妙蓮寺, 綱島	24
県央	相模原, 上溝, 橋本, 中野, 半原, 厚木, 与瀬	7
横須賀	鎌倉, 長谷, 北鎌倉, 逗子, 葉山, 一色, 横須賀, 若松町, 追浜田浦, 安浦, 浦賀, 三崎	13
湘南	藤沢, 藤沢駅前, 片瀬, 鶴沼, 辻堂, 長後, 茅ヶ崎, 寒川平塚, 大磯, 二宮, 伊勢原, 秦野, 本宿	14
小田原	小田原, 足柄, 国府津, 下曾我, 松田, 山北, 大雄山, 湯本, 湯河原強羅, (真鶴)	11(1)
川崎	川崎, 丸子, 溝口, 登戸	4
県外	東京, 町田, 前橋, 高崎, 桐生	5
合 計		78(1)

注1 ()はうち出張所
2 地域は行政区画による

従業員数の推移
表 3-26 (単位:人)

期末	従業員数
昭和21下	1,306
22下	1,477
23下	1,487
24下	1,538

率は戦時中にくらべてかなり好転し、ようやく男女半々程度となった。

また21年2月、当行にも従業員組合が結成された。戦後GHQは日本の民主化政策の柱のひとつとして労働の民主化を指示し、これをうけて労働組合法が20年12月に成立したことから、わが国の労働運動は一挙に活発となり、この時期に1万を越す組合が結成された。

激変期の当行業容

20年上期から24年下期にかけて当行の主要勘定は大きな変化を示し、預金は5.2倍、貸出は11.0倍、有価証券は2.2倍の伸びとなった。一方都市銀行平均は預金7.4倍、貸出8.1倍、地方銀行平均は預金7.0倍、貸出21.6倍でありこれらと単純に比較すれば必ずしも良好な推移とはいいがたかった。こうした不振は、空襲によって地元横浜市の産業が壊滅し、さらに戦後は広範な接収によって経済復興が遅れるという環境悪化が大きな要因ではあったが、預金封鎖・新円切替・再

表 3-27 主要勘定 (単位：百万円, %)

月 末	預 金	貸 出	有価証券	預貸率
20年 9月	1,636	536	727	32.8
21年 3月	1,992	887	906	44.5
8月	1,820	893	898	49.1
23年 3月	3,114	1,224	1,291	39.3
24年 3月	5,965	3,498	1,653	58.6
25年 3月	8,429	5,887	1,565	69.8

注 21~22年は再建整備のため変則決算

主要勘定の増加状況 (昭和20年上期末/24年下期末)

表 3-28 (単位：倍)

	預 金	貸 出	有価証券
当 行	5.2	11.0	2.2
都市銀行	7.4	8.1	2.7
地方銀行	7.0	21.6	2.0

資料出所 「全国銀行財務諸表分析」

建整備といった金融・経済の混乱による繁忙もあって、内部体制の整備が遅れたことにも原因があった。その結果、普通銀行中の順位も終戦後の12位から、24年下期末には19位へと大きく低下し（地方銀行中では4位から9位へ低下）総預金に占めるシェアも1.53%から1.08%へと低下した。

特筆すべきは、当行を含めた地方銀行の貸出の急増であった。戦時中、金融統制のもとで有価証券主体の運用を余儀なくされていた地方銀行は、統制の消滅によって主体性を回復するとともに、インフレ下の旺盛な資金需要もあって一挙に貸出増に向かった。当行も20年上期の預貸率32.8%が24年下期には69.8%となり、地方銀行全体では25.3%が78.6%となって貸出と有価証券の比率は完全に逆転した。この間預金のほうも数倍の増加を示していることを考え合わせると貸出の急増ぶりはめざましいばかりであった。

収益面は業容拡大を上回る伸びを示し、20年上期の11万2,000円から24年下期にはついに1,000万円の大台を超える1,015万9,000円の当期純利益を計上し、25年下期には1,500万円を超えるに至った。対預金利益率もこの間大幅な改善をみたが、他銀行に比べればなお低水準であった。

普通銀行の預金高順位 (昭和24年下期末)

表 3-29 (単位：億円)

	行 名	預金高
1	富 士	779
2	千 代 田	669
3	三 和	645
4	大 阪	618
5	協 和	446
6	東 海	444
7	第 一	443
8	帝 国	418
9	大 和	256
10	東 京	242
11	神 戸	231
12	埼 玉	134
13	北 陸	123
14	福 岡	122
15	静 岡	119
16	芸 備	93
17	中 国	90
18	常 陽	88
19	横浜興信	84
20	山 口	77